

特別地域加算

障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準		基準に基づき厚生労働大臣が定める地域
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 平成18年9月29日(厚生労働省告示第523号)		
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 平成24年3月14日(厚生労働省告示第124号)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域 平成21年3月30日(厚生労働省告示第176号)
3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 平成24年3月14日(厚生労働省告示第125号)		
4 児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 平成24年3月14日(厚生労働省告示第122号)		児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準外等通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域 平成27年3月27日(厚生労働省告示第182号)
5 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 平成24年3月14日(厚生労働省告示第126号)		児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域 平成24年3月30日(厚生労働省告示第233号)

基準の支給概要	厚生労働大臣が定める地域
<p>厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、基準に定める障害福祉サービス等を利用した場合に、特別地域加算として、所定単位数の100分の15(※就労定着支援は240単位、自立支援援助は230単位)に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス費 ・重度訪問介護サービス費 ・同行援護サービス費 ・行動援護サービス費 ・重度障害者等包括支援サービス費 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)サービス費 ・就労定着支援サービス費 ・自立生活援助サービス費 ・地域移行支援サービス費 ・地域定着支援サービス費 ・居宅訪問型児童発達支援給付費 ・保育所等訪問支援給付費 ・計画相談支援費 ・障害児相談支援費 	<p>1 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>2 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島</p> <p>3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯</p> <p>4 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地</p> <p>5 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村</p> <p>6 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島</p> <p>7 半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域</p> <p>8 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域</p> <p>9 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域</p> <p>10 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島</p>